

医療情報・システム基盤整備体制充実加算についてお知らせ (マイナンバーカードによる保険証確認)

患者様へ

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の適正化に寄与するものです。

- 初診の場合は別紙問診票のご記入をお願いいたします。
 - 当院宛の紹介状をお持ちの方は、問診票ご記入後、一緒にご提示をお願いいたします。
 - マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。
 - 健康保険証の資格の有無
 - 高額療養費制度の負担区分
 - 他院での投薬履歴
 - 特定健診情報
 - ◆ 認証端末で患者様の同意をいただいた場合
上記情報について当院で閲覧が可能になり、診療に活用できます。
 - ◆ 利用について同意が頂けない場合
必要に応じて職員から聞き取りをさせていただきます。
- ◎ マイナンバーカードによる承認の有無による初診時の点数の違いは下記の通りです。
- ・ 承認がない場合 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 (4点) ※4月1日より(6点)
 - ・ 承認がある場合 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 (2点)

※初診料を算定する場合とは 過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は診療報酬のルールに従い、初診料 の算定をする場合がございます。

- ◎ マイナンバーカードによる承認の有無による再診時の点数の違いは下記の通りです。
- ・ 承認がない場合 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 (2点)
 - ・ 承認がある場合 加算はありません。

※上記再診の取り扱いとは 2023年4月1日より適用されます。

2023年3月17日
南医療生活協同組合 星崎診療所
所長 喜多村敬